



個人事業税

個人の方が営む事業に対して課される税金です。

納める人

県内に事務所・事業所があり、事業を行っている人です。

区 分	事 業 の 種 類
第 1 種事業	物品販売業 保険業 金銭貸付業 物品貸付業 不動産貸付業 製造業 電気供給業 土石採取業 電気通信事業 運送業 運送取扱業 船舶ていけい場業 倉庫業 駐車場業 請負業 印刷業 出版業 写真業 席貸業 旅館業 料理店業 飲食店業 周旋業 代理業 仲立業 問屋業 両替業 公衆浴場業(第3種を除く) 演劇興行業 遊技場業 遊覧所業 商品取引業 不動産売買業 広告業 興信所業 冠婚葬祭業 案内業の37業種
第 2 種事業	畜産業（農業に付随するものを除く） 水産業 薪炭製造業の3業種
第 3 種事業	医業 歯科医業 薬剤師業 あん摩、マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他 医業に類する事業 装蹄師業 獣医業 弁護士業 司法書士業 行政書士業 公証人業 弁理士業 税理士業 公認会計士業 計理士業 社会保険労務士業 コンサルタント業 設計監督者業 不動産鑑定業 デザイン業 諸芸師匠業 理容業 美容業 クリーニング業 公衆浴場業(銭湯) 歯科衛生士業 歯科技工士業 測量士業 土地家屋調査士業 海事代理士業 印刷製版業の30業種

※ IT関連業（システムエンジニア、ウェブデザイナー等）は、請負業、又はデザイン業で課税されます。

納める額

前年中の事業の所得から各種控除を控除した額に次の税率を乗じた金額

①第1種事業 5/100 ②第2種事業 4/100 ③第3種事業 5/100

あん摩、マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業は、3/100

個人事業主は
確定申告が必要なんだね



申告

申告期限は3月15日です。

所得税（国税）の確定申告や個人県民税の申告をした人は必要ありません。

ただし、年の途中で事業を廃止した方は、事業廃止後1か月以内（死亡による廃止のときは、死亡した日から4か月以内）に個人事業税の申告をする必要があります。

納税

総合支庁から送付される納税通知書（納付書）により、8月と11月の年2回に分けて納めます。

ただし、税額が1万円以下の場合は8月に1回で納めます。

66ページの口座振替制度を利用されると便利です。

個人事業税の計算方法

課税所得金額 = 総収入金額 - 必要経費 - 繰越控除額等 - 事業主控除額（年290万円を限度とする）